

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 2 月 15 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500548号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500235号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月12日の標準賞与額を39万円、平成18年7月10日及び同年12月11日の標準賞与額を42万9,000円、平成19年12月10日の標準賞与額を36万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月12日、平成18年7月10日、同年12月11日及び平成19年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月12日、平成18年7月10日、同年12月11日及び平成19年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月12日
② 平成18年7月10日
③ 平成18年12月11日
④ 平成19年12月10日

平成17年9月21日付けでA社に正社員として入社し、クリアパッケージのオペレーター業務を担当していた。退職する平成20年3月までの間に受け取った賞与のうち、請求期間①から④までの賞与について、国の記録に反映されていない。調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、事業主が請求者に発行した当該期間の賞与に係る支給証明書、請求者から提出された金融機関発行の取引明細表又は預金通帳の写し、事業主の回答及び複数の同僚が保管していた賞与明細書から判断すると、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの標準賞与額については、前述の取引明細表又は預金通帳の写し及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 39 万円、請求期間②及び③は 42 万 9,000 円、請求期間④は 36 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までの賞与について当時の資料を保管していないため、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500576号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500234号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年8月1日の標準賞与額を99万7,000円、同年12月20日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成15年8月1日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年8月1日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月1日
② 平成15年12月20日

私は、A社に正社員として勤務し、C教室の室長をしていたが、請求期間に支払われた賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、平成15年8月1日及び同年12月20日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成15年8月1日は99万7,000円、同年12月20日は70万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500630号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500232号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月23日の標準賞与額を22万5,000円、同年12月3日の標準賞与額を18万円、平成16年7月26日の標準賞与額を12万円、同年12月7日の標準賞与額を13万1,000円、平成17年7月7日の標準賞与額を13万1,000円、平成18年7月31日の標準賞与額を15万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日、平成17年7月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日、同年12月7日、平成17年7月7日及び平成18年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成18年7月31日

A社に勤務していた期間に支給された賞与について、請求期間①から⑥までの賞与が厚生年金保険の記録とされていない。預金通帳と源泉徴収票の写しを提出するので、当該賞与を厚生年金保険の記録として反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、請求者から提出された給与振込口座の預金通帳の写し、複数の同僚が保管していた請求期間①から⑥までに係る賞与明細書及び預金通帳等の写しにより、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、A社から賞与を支給されていたことが認めら

れる。

また、複数の同僚の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できるほか、請求者に係る平成15年分、平成16年分、平成17年分及び平成18年分の給与所得の源泉徴収票によると、請求者は、請求期間①から⑥までの賞与から厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、請求者から提出された給与振込口座の預金通帳の写しにおける賞与振込額並びに平成15年分、平成16年分、平成17年分及び平成18年分の給与所得の源泉徴収票により推認した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は22万5,000円、請求期間②は18万円、請求期間③は12万円、請求期間④は13万1,000円、請求期間⑤は13万1,000円、請求期間⑥は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑥までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500629号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500233号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月23日の標準賞与額を10万円、同年12月3日の標準賞与額を9万円、平成16年7月26日の標準賞与額を10万円、同年12月7日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日及び同年12月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月23日、同年12月3日、平成16年7月26日及び同年12月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日

A社に勤務していた期間に支給された賞与について、請求期間①から④までの賞与が厚生年金保険の記録とされていない。預金通帳と源泉徴収票の写しを提出するので、当該賞与を厚生年金保険の記録として反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出された給与振込口座の預金通帳の写し、複数の同僚が保管していた請求期間①から④までに係る賞与明細書及び預金通帳等の写しにより、請求者は、請求期間①から④までにおいて、A社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、複数の同僚の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できるほか、請求者に係る平成15年分及び平成16年分の給与所得の源泉徴収票によると、請求者は、請求期間①から④までの賞与から厚生年金保険料が

控除されていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から④までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、請求者から提出された給与振込口座の預金通帳の写しにおける賞与振込額並びに平成15年分及び平成16年分の給与所得の源泉徴収票により推認した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は10万円、請求期間②は9万円、請求期間③は10万円、請求期間④は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。